

寄付税制拡充等に関する共同要望

2026 年 10 月 1 日

特定非営利活動法人 国際協力 NGO センター (JANIC)

特定非営利活動法人 新公益連盟

特定非営利活動法人 セイエン

認定特定非営利活動法人 日本ファンドレイジング協会

認定特定非営利活動法人 日本 NPO センター

1. 寄付税制の大幅な拡充

(1) 個人の寄付税制拡充 (所得税・個人住民税)

・個人の寄付金控除制度において、控除上限額 (現状:【所得控除】総所得金額の 40%、【税額控除】所得税額の 25%) を撤廃又は倍増し、5 年間の繰越控除制度を導入すること。

(2) 法人の寄付税制拡充 (法人税等)

・法人の寄付金特別損金算入限度額を大幅に拡大 (米国並みの所得金額の 10%に) し、超過分の不算入額について 5 年間の繰越控除を認めること。

・フードバンク向け食料品にとどまらず、企業等による衣類・学用品・家具・IT 機器等の社会的必要性の高い物品 (現物) 寄付・寄贈についても全額損金算入を認めること。

(3) 遺贈寄付や不動産等の寄付税制改善 (相続税・所得税)

・認定 NPO 法人の認定失効時における相続財産寄付者への遡及課税規定を削除又は救済措置 (当該寄付財産を他の認定 NPO 等へ寄付することで非課税措置を継続適用等) を講じること。

・遺贈寄付や現物寄付で大きな障害となっている「みなし譲渡所得課税」について、非課税化や特別控除等を実現すること。また、既存の「承認特例」の用途柔軟化等の改善を図ること。

2. 認定 NPO 法人制度の改善

(1) 段階的審査プロセスの導入・手続合理化 (審査手続)

・認定・更新審査において、悪質・組織的な重大な不正等を除く基準抵触は直ちに不認定・失効とせず、是正指導等を前置した上で団体側が改善を図れば認定を原則認める「段階的な審査」を基本とすること。更新申請は書面審査を原則とするなど手続簡素化・合理化を進めること。

・申請団体の予見可能性を高めるため、審査基準の明確化や NPO 法 Q&A の充実を図ること。

(2) 認定基準の要件緩和・改善 (認定基準)

・PST (パブリック・サポート・テスト) の絶対値基準 (年 3,000 円以上の寄付×年平均 100 人以上) で小規模法人向けの特例を導入すること。また、相対値基準 (寄付金が収益全体の 20% 以上) で公益信託等からの助成金を公益法人同等に扱うなどの改善を図ること。

・特例認定制度の「NPO 法人設立後 5 年以内」という利用制限を撤廃すること。